

阿賀野市告示第53号

阿賀野市農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、土地改良区又は土地改良区連合が水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知)により作成する省エネルギー化推進計画に基づき農業水利施設の省エネルギー化を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、阿賀野市補助金等交付規則(平成16年阿賀野市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、市内に受益地を有する土地改良区又は土地改良区連合(以下「土地改良区等」という。)とする。

(補助対象施設)

第3条 この補助金の交付対象施設は、水利施設管理強化事業実施要綱第2の3(1)に定める施設とする。

(交付基準)

第4条 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。

(2) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(申請手続)

第6条 規則第4条に規定する補助金の交付を申請しようとする土地改良区等は、交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて別に定める日までに市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 土地改良区等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、当該消費税仕入控除税額がないものとして申請しなければならない。

3 前項に定めるところにより当該補助金に係る消費税仕入控除税額がないものとして申請を行う場合において、当該消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書(別記様式第2号)により速やかに市長に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額に相当する補助金を市に返還しなければならない。この場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はその金額がない場合であっても、その状況等について、規則第14条の規定により額の確定のあった日の翌年6月10日までに消費税仕入控除税額報告書(別記様式第2号)により報告しなければならない。

4 規則第13条に規定する補助金の実績報告は、第1項の交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容及び額について審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、土地改良区等に対しその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、その内容が適当であると認められないときは、補助金不交付決定を行い、土地改良区等に対しその旨を通知するものとする。

(額の確定及び支払)

第8条 規則第14条に規定する補助金の額の確定は、前条第1項の交付決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。

2 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく土地改良区等に補助金を支払うものとする。

(帳簿書類の検査等)

第9条 市長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月25日から施行する。

別表

事業名	経費	補助率
<p>阿賀野市 農業水利施設 省エネルギー化 推進対策事業</p>	<p>土地改良区等が農業水利施設の省エネルギー化を図る事業に要する経費</p>	<p>1 補助対象経費 水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け 2 農振第3535号農村振興局長通知）第1の5により算定した「エネルギー料金の高騰分」から「支援金の額」を控除した額のうち、県・市が補助金等により負担する額を控除した額で、市長が適当と認めるもの ただし、令和4年度に係るエネルギー料金の高騰分については除く</p> <p>2 補助率 補助対象経費の1/3以内 ただし、県が土地改良区等に対して本補助事業と同様の補助金を交付する場合に実施することとし、上記の補助率により算定した額又は県補助額のいずれか低い方を限度とする</p> <p>※農業水利施設の受益地が市外にも存在する場合は、市内の受益面積の占める割合に限る</p>

阿賀野市長 様

交付対象者 住 所 氏 名

阿賀野市農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり実施したいので、阿賀野市農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助対象施設及び補助対象経費 別紙第1のとおり
- 3 補助金の振込先口座

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※申請者の口座と異なる場合には、受領委任状を添付すること。

- 4 消費税仕入控除税額
該当なし ・ 減額して申請（減額した額 円） ・ 明らかでない
※消費税仕入控除税額について、該当するものに○を付すこと。

事業計画書

地区名	
交付対象者	

1. 水利施設管理強化事業（一般型）対象施設（※1） 別紙第1-1

国庫補助金 [千円] ①	市補助金 [千円] a	合計 [千円]
	0	0

※1 水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）第2の3（1）アの対象施設

2. 水利施設管理強化事業（一般型以外）対象施設（※2） 別紙第1-2

国庫補助金 [千円] ②	市補助金 [千円] b	合計 [千円]
	0	0

※2 水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）第2の3（1）イの対象施設

3. 補助金見込額合計

区 分	補助金見込額 [千円]
国庫補助金 (①+②)	
市補助金 (a+b)	0
計	0

事業計画書

地区名	
交付対象者	

1. 水利施設管理強化事業(一般型)対象施設(※1)

・水利施設管理強化事業(一般型)負担割合 小数第3位止(第4位四捨五入)

国負担割合 [%] (1)	県負担割合 [%] (2)	市町村負担割合 [%] (3)	土改負担割合 [%] (4)
0.000%	0.000%	0.000%	100.000%

(1) 国庫補助金(省エネ対策) (別紙第2)

※別紙第2とは、県の国庫補助金要望量調査の様式③ 地区別 R4 予備費要望量調査(水利施設管理強化事業)を指す。

区 分	補助対象経費 [円] (A) 別紙第2の高騰分(A)を転記	国補助額 [円] (B) 別紙第2の高騰分に対する既存補助事業の補助額(B)を転記	補助金見込額 [円] (C) 別紙第2の省エネ交付額上限額(C)を転記	補助金見込額 [千円] (D) 千円未満切捨て
国庫補助金(4月~12月 揚水)				0
国庫補助金(1月~3月 揚水)				0
国庫補助金(4月~12月 排水)				0
国庫補助金(1月~3月 排水)				0
計	0	0	0	0

(2) 市補助金(交付金)

区 分	補助対象経費 [円] (E)=(A)-(B)-(C)×④/②+③+④	補助率 (F)	補助金見込額 [円] (G)	補助金見込額 [千円] (H): 千円未満切捨て
市費(4月~12月 揚水)	0	1/3	0	0
市費(1月~3月 揚水)	0	1/3	0	0
市費(4月~12月 排水)	0	1/3	0	0
市費(1月~3月 排水)	0	1/3	0	0
計	0		0	0

(3) 県補助金(別紙第3)

区 分	補助金見込額 [千円]
計	

Z (※県の補助がない場合は、空欄ではなく「0」を記入すること)

(4) 補助金見込額

区 分	国庫補助金 [千円]	市補助金 [千円]	合計 [千円]
計		0	0

※「X」の額

※「Y」又は「Z」のいずれか低い額

※1 水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知)第2の3(1)アの対象施設

事業計画書

地区名	
交付対象者	

1. 水利施設管理強化事業（一般型以外）対象施設（※2）

・他の事業者からの維持管理等に係る補助金の有無について

補助金の有無	（有の場合）補助金の相手方	（有の場合）補助金の金額

・当該年度に対象施設において他の事業者から施設の維持管理等に関する補助金を受給している場合は補助金の有無を有、相手方及び金額を記載し、事前に市へ連絡すること。

・補助金の有無が有の場合は、相手方と補助金の金額がわかる資料を提出すること。

・他の事業者とは県、農業協同組合（JA）等を指す

(1) 国庫補助金（省エネ対策）（別紙第2）

※別紙第2とは、県の国庫補助金要望量調査の様式③ 地区別 R4 予備費要望量調査（水利施設管理強化事業）を指す。

区 分	補助対象経費 [円] (A) 別紙第2の高騰分 (A) を転記	国庫補助額 [円] (B) 別紙第2の高騰分に対する既存補助事業の補助額 (B) を転記	補助金見込額 [円] (C) 別紙第2の省エネ交付額上限額 (C) を転記	補助金見込額 [千円] (D) 千円未満切捨て
国庫補助金（4月～12月）				0
国庫補助金（1月～3月）				0
計				0 X

(2) 市補助金（交付金）

区 分	補助対象経費 [円] (E) = (A) - (B) - (C)	補助率 (F)	補助金見込額 [円] (G)	補助金見込額 [千円] (H) : 千円未満切捨て
市費（4月～12月）	0	1/3	0	0
市費（1月～3月）	0	1/3	0	0
計				0 Y

(3) 県補助金（別紙第3）

区 分	補助金見込額 [千円]
計	

Z（※県の補助がない場合は、空欄ではなく「0」を記入すること。）

(4) 補助金見込額

区 分	国庫補助金 [千円]	市補助金 [千円]	合計 [千円]
計		0	0

※「X」の額

※「Y」又は「Z」のいずれか低い額

※2 水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）第2の3（1）イの対象施設

事業計画書（県補助確認書）

地区名	
交付対象者	

土地改良区等管理施設に対する県補助金交付額

県名	県補助を証明する書類	県補助金交付額 [円]
新潟県	新潟県交付決定書	
計		0

※ 県補助を証明する書類の写しを添付すること

第 号
年 月 日

阿賀野市長 様

補助事業者 住 所 氏 名

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定があった阿賀野市農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金について、阿賀野市農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 1 | 阿賀野市補助金等交付規則第14条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による交付決定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |
| 5 | 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること | | |
| 6 | 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]
(注) 事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること | | |